

### (3) 造園施工管理に関する実務経験とは認められない工事等

実務経験証明書に下表の工事・業務等が記載されている場合は、実務経験としては認められません。

工事種別	工事内容
土木一式工事又は 建築一式工事等の工事	※植栽工等の造園工事に係る内容は除く
道路工事	法面保護工（コンクリートやモルタル吹付工、法砕工、厚層基材吹付工、種子吹付工）、 道路の維持工事（※植栽地等の維持等、造園工事に係る内容は除く）
河川工事及び砂防工事	堤防張芝工事、樹木伐採工事、砂防植栽工事、河川維持工事 （※植栽地等の維持等、造園工事に係る内容は除く）
林業工事	植林工事、造林工事、間伐工事、治山工事、林道工事
建築工事	便所・運動施設等の建築工事
外構工事	ビル・マンション・個人住宅等の擁壁・フェンス・門扉・駐車場等の 構造物が中心の工事

### (4) 造園施工管理に関する実務経験として認められない業務・作業等

※造園工事の施工に直接的に関わらない次のような業務などは、実務経験としては認められません。

- ① 工事着工以前における設計者としての基本設計・実施設計のみの業務
- ② 測量、調査（点検含む）、設計（積算を含む）等の業務  
※ただし、施工中の工事測量は認める
- ③ 現場事務、営業等の事務
- ④ 官公庁における行政及び行政指導
- ⑤ 研究所、学校（大学院等）、訓練所等における研究、教育及び指導等の業務
- ⑥ アルバイトによる作業員としての経験
- ⑦ 工程管理、品質管理、安全管理等を含まない雑役務のみの業務、単純な労務作業等
- ⑧ 入社後の研修期間（工事現場の施工管理になりません）

※上記業務以外でも、造園施工管理の実務経験とは認められない業務・作業等は、受検できません。